

DBの財政運営弾力化措置についての通知発出

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記につき意見募集が行われておりました*1が、省令改正*2に伴う通知*3が発出されましたので、ご案内致します。(下線部が今回明らかになった点)

< 通知の主な内容 >

1. 掛金の引上げ猶予(平成24年3月末まで)
2. 下方回廊方式の導入(平成24年3月末基準まで)

また厚年基金に関する内容については通知発出済み*4です。

*1 年金ニュースN0.157でご案内済

*2 年金ニュースN0.167でご案内済

*3 「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について(平成21年7月27日 年発0727第2号)」

*4 年金ニュースN0.162でご案内済

- 掛金引上げ猶予を行う場合に提出する書類「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」の様式が明らかになりました。

記載項目

「1.実施事業所の経営状況」「2.掛金引上げが困難な理由」「3.猶予の対象である掛金引上げの時期」「4.3の掛金を計算した財政再計算の基準日」「5.猶予の範囲(全部または一部)」「6.備考」

- 掛金引上げ猶予を行う場合の必要書類と提出時期が明らかになりました。
 - ・ 提出書類
財政再計算報告書等
「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類
 - ・ 提出時期
掛金の引上げを行うこととなっていた日の前日まで

次頁以降イメージご参照



三菱UFJ信託銀行

1. 掛金引上げ猶予

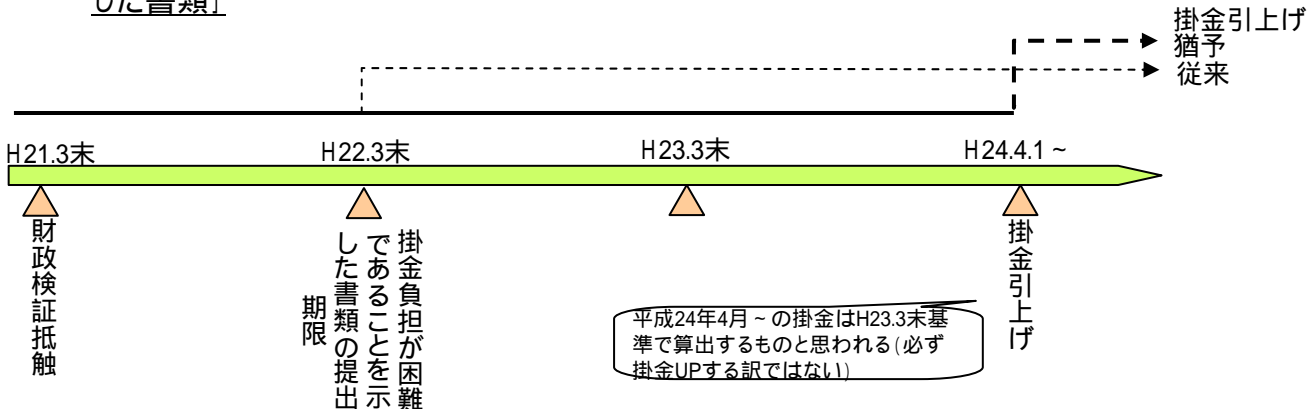
- 平成22年4月から平成24年3月末までに適用開始する標準掛金、特別掛金、特例掛金の全部又は一部の引上げ猶予が可能。

平成22年4月前の掛金設定(平成21年2月末以前の決算)への適用は不可。

- 掛金の引上げを行うこととなっていた日の前日までに以下の書類を地方厚生局宛提出が必要(掛金の一部引上げを実施する場合は、認可申請等の際に以下の種類を提出)

財政再計算報告書等

「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」

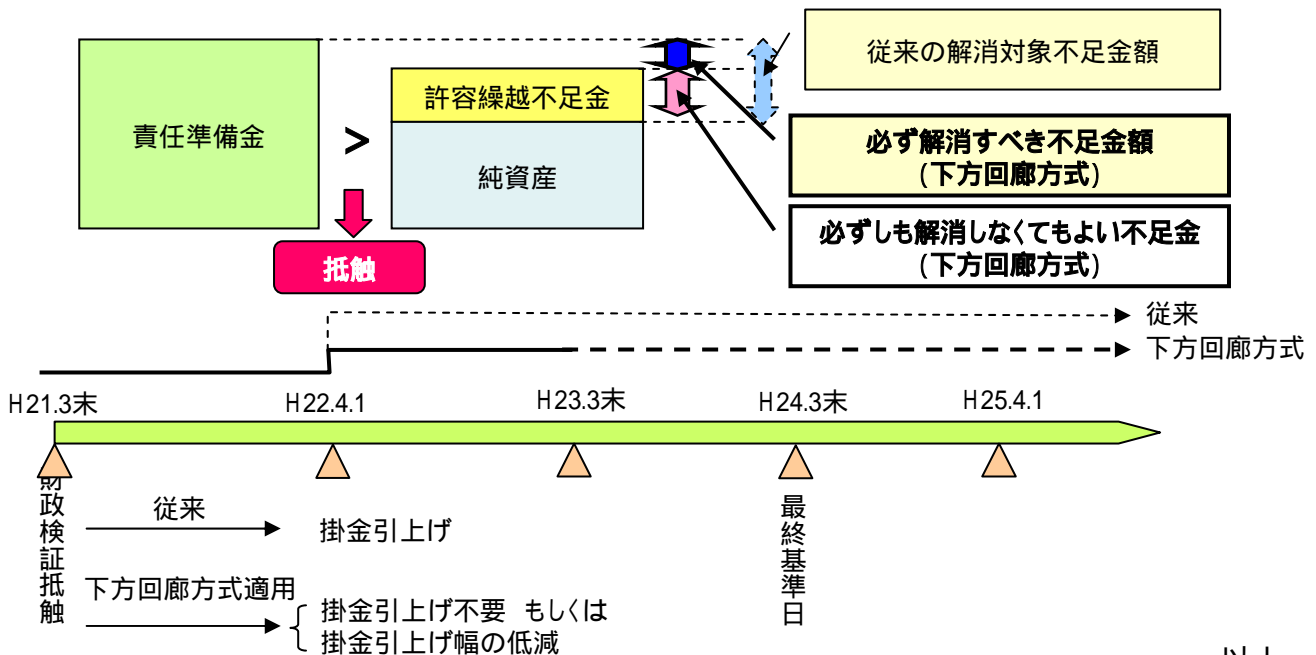


2. 下方回廊方式

- 平成21年3月末から平成24年3月末までを基準日とする継続基準抵触による財政計算の特別掛金において適用可能。

平成21年2月末以前の決算への適用は不可。

- 特別掛金計算において許容繰越不足金の全部又は一部を解消しなくてもよい。
- 財政再計算等は適用対象外(財政再計算等は不足金の全額解消が必要)。



以上



三菱UFJ信託銀行